

## 互助会で教育資金貸付が受けられます

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

教育資金（高等学校、大学等入学・修学）を必要とするときは、一般貸付（教育資金）があります。

ただし、一度貸付を受けると2年間は借替ができませんのでご注意ください。

### ◆申込み際のお願い◆

詳しい貸付の種類や概要については、教育日記帳（ダイアリー P22～P25）と互助会ホームページに掲載していますので、注意事項等も併せてご確認ください。

申込締切日（毎月15日必着）間に申込書を提出されますと、記入事項の不備や添付書類の不足等で返送することとなり、貸付ができない場合もありますのでご注意ください。

申込書の提出は、1週間程度の余裕を持って提出していただくことをお願いします。



### ○「貸付申込書」及び「貸付における個人情報に関する同意書」新旧様式の見極めポイント！

様式名称	新様式	旧様式
貸付申込書（申込先）	一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会	財団法人 千葉県公立学校教職員互助会
貸付における個人情報に関する同意 （個人情報提供先）	損害保険ジャパン日本興亜(株) ※互助会 HP からダウンロード可	(株)損害保険ジャパン

※旧様式で提出されたときは、新様式に書き直していただくことになります。

## 会員関係・給付関係書類について 新様式へ切替えをお願いします

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

今年の2月から各種請求様式等が変更となっています。（平成31年3月8日付千公互第68号の通知文・様式集を参照）

様式の右下に、(2019.●)の記載があるものが現在使用できるものとなります。

新様式は、互助会HPからダウンロードできますのでご利用ください。



## 災害見舞金（台風15号に関する） の請求について

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

9月に発生した台風15号による災害は激甚災害に指定されましたが、現在、提出書類及び給付額に変更はありません。

については、令和元年9月25日付け千公互38号により通知しました「貸付制度及び災害見舞金について（通知）」や、互助会HPに必要書類等の詳細を掲載していますので御覧ください。

なお、今後の状況で給付額等が変更になる場合は別途通知いたします。

